

家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No.3898 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2026. 4. 6

・ギリシャからの偶蹄類由来製品等の輸入一時停止措置について……………	105
・北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内22例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について……………	106
・岩手県金ケ崎町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内20例目）に係る移動制限の解除について……………	107
・宮城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内23例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について……………	107
・熊本県における野生イノシシの豚熱感染事例について……………	108
・家畜衛生レポート（埼玉県）……………	109

☆ギリシャからの偶蹄類由来製品等の輸入一時停止措置について

（令和8年3月19日付けプレスリリース）

農林水産省は、ギリシャの牛における口蹄疫の発生確認を受け、令和8年3月18日（水曜日）以降にギリシャから輸入される偶蹄類由来製品等の輸入一時停止措置を講じました。

1. 経緯

ギリシャのレスボス島の牛において、口蹄疫の発生が確認された旨、ギリシャ家畜衛生当局から国際獣疫事務局（WOAH）への通報がありました。

2. 対応

本病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和8年3月18日（水曜日）（※1）、ギリシャからの偶蹄類由来製品等（※2）の輸入を一時停止

（※3）しました。

なお、ギリシャからの偶蹄類動物及び肉製品、牛精液等の偶蹄類由来製品、穀物のわら、飼料用の乾草等については、家畜伝染病予防法に基づき輸入が禁止されています。

※1：令和8年3月18日（水曜日）から輸入保留措置を講じており、本日、詳細が確認されたことから保留開始日まで遡って輸入停止といたしました。

※2：ギリシャからの乳製品等（口蹄疫ウイルスを不活化する処理（加熱等）がなされたことを確認されたものを除く。）

※3：発生国又は地域から偶蹄類由来製品等の輸入を停止するのは、我が国で飼養されている偶蹄類の動物がウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

(参考) ギリシャからの乳製品の輸入実績

		2023年	2024年	2025年
ギリシャ	乳製品 (トン)	89	94	85

出典：財務省「貿易統計」

☆北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内22例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

(令和8年3月25日付けプレスリリース)

本日、北海道千歳市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内22例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：北海道千歳市

飼養状況：約46万羽（採卵鶏）

2. 経緯

(1) 令和8年3月24日（火曜日）、北海道は、千歳市の農場から通報を受けて、施設への立入検査を実施しました。

(2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

(3) 3月25日（水曜日）、当該農場の家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

1. 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 北海道と緊密な連携を図る。
5. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じて、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
7. 北海道の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じて、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
8. 「疫学調査チーム」を派遣。
9. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和8年3月25日（水曜日）（持ち回り開催）

5. その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

☆岩手県金ケ崎町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内20例目）に係る移動制限の解除について

（令和8年3月25日付けプレスリリース）

岩手県は、金ケ崎町で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内20例目）に関し、発生農場から半径3km以内で設定されていた移動制限区域について、令和8年3月25日（水曜日）0時（3月24日（火曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

1. 経緯及び今後の予定

(1) 岩手県は、令和8年2月21日に金ケ崎町の家きん農場において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内20例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域）を設定しました。

(2) 岩手県は、令和8年3月14日に発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定していた搬出制限を解除しました。

(3) 今般、岩手県は、国内20例目の防疫措置が完了した令和8年3月3日の翌日から起算して21日が経過する令和8年3月25日（水曜日）0時（3月24日（火曜日）24時）をもって、移動制限を解除しました。

2. その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、プライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

3. 参考

- ・岩手県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内20例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
- ・岩手県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内20例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

☆宮城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内23例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

（令和8年3月26日付けプレスリリース）

本日、宮城県角田市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内23例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそ

れがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：宮城県角田市

飼養状況：約9,000羽（あひる（あいがも））

2. 経緯

(1) 令和8年3月25日（水曜日）、宮城県は、角田市の農家から通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。

(2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

(3) 3月26日（木曜日）、当該農場の家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

1. 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。

2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。

3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。

4. 宮城県との面会等により、宮城県と緊密な連携を図る。

5. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。

6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じて、農林水産省等の専門家を現地に派遣。

7. 宮城県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。

8. 「疫学調査チーム」を派遣。

9. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。

10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和8年3月26日（木曜日）（持ち回り開催）

5. その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

☆熊本県における野生イノシシの豚熱感染事例について

(令和8年3月26日付けプレスリリース)

3月26日（木曜日）、熊本県球磨郡において、野生イノシシが豚熱に感染した事例が県内で初めて確認されました。

本病のウイルスが現場及び周辺地域にも存在する

可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあるため、対応に万全を期してまいります。

1. 概要

- (1) 熊本県は3月24日(火曜日)、同県球磨郡において発見・回収した野生イノシシの死体についてPCR検査を実施し、同検査により陽性が確認されました。
- (2) そのことを受けて実施した農研機構動物衛生研究部門(注)での精密検査の結果を踏まえ、豚熱野外株陽性であると判定しました。(県内初の確認事例)
- (注) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

2. 今後の対応方針

熊本県と連携して、次の措置について万全を期します。

- (1) 熊本県は既に豚熱経口ワクチンの散布推奨地域に指定されており、経口ワクチン散布が実施されていますが、今回の事例を踏まえ追加で経口ワクチン散布を実施します。
- (2) 野生イノシシにおける感染状況の把握をより一層進めるため、熊本県において野生イノシシのサーベイランス及び捕獲を強化します。
- (3) 県内養豚農家に対し、ワクチンの適時・適切な接種を指導するとともに、ワクチン接種だけではなく、飼養衛生管理の再点検や早期通報について改めて指導します。

3. その他

- (1) 豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。
- (2) 現場及び周辺地域での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

☆家畜衛生レポート(埼玉県)

埼玉県川越家畜保健衛生所

1. はじめに

本県では、令和元年から野生いのししにおける豚熱ウイルス及びアフリカ豚熱ウイルスの浸潤状況調査(以下、サーベイランス)を実施しており、死亡いのししは県内全域、捕獲いのししは県西部の22市町村が調査対象地域である。令和元年9月に死亡いのししで、10月に捕獲いのししで県内初の豚熱ウイルス感染個体を確認し、令和6年度は10月末現在で捕獲いのしし9頭で豚熱ウイルス感染を確認している。豚熱経口ワクチンについては、令和元年11月から散布を開始しており、令和6年度は3回散布した。今回、野生いのししにおける豚熱とその他の豚ウイルス性疾病の浸潤調査を調査したので、その概要を報告する。

2. 材料及び方法

(1) 豚熱(表1)

令和元年6月から6年10月に捕獲した野生いのししの血清及び死亡いのししの扁桃・脾臓・腎臓・耳介のすべて又はいずれかを供した。遺伝子検査は捕獲いのしし3,946頭、死亡いのしし32頭の合計3,978頭について、抗体検査は捕獲いのしし3,943頭について実施した。

核酸抽出にはHigh Pure Viral Nucleic Acid Kit (Roche)を用い、PCR検査は特定家畜伝染病防疫指針「豚熱の診断マニュアル」¹⁾に従って実施した。抗体検査はELISA法(豚熱エライザキットII

表1 年度毎の豚熱の遺伝子検査と抗体検査の頭数(頭)

	遺伝子		抗体
	捕獲	死亡	捕獲
令和元年度	799	16	797
令和2年度	399	4	399
令和3年度	539	0	539
令和4年度	757	5	757
令和5年度	883	3	883
令和6年度	569	4	568
計	3,946	32	3,943

※一部検査に適さない検体あり

(ニッポンジーン))により実施した。

(2) 豚繁殖・呼吸障害症候群 (以下、PRRS)、
オーエスキー病 (以下、AD) (表2)

令和5年4月から6年8月に捕獲された野生いのしし血清1,190検体から捕獲日時や捕獲地点、豚熱遺伝子検査、抗体検査の結果に偏りがないう92検体を抽出した。

これらについて、PRRSはELISA法 (PRRS X3 エリーザキット (IDEXX))、ADはラテックス凝集法 (AD抗原ラテックス (科飼研))により抗体検査を実施した。

3. 検査結果

(1) 豚熱検査

捕獲いのししの血液は、サーベイランス対象外の地域を含む25市町村から搬入され、18市町村で遺伝子検査陽性個体が確認された。一方、死亡いのししは14市町村で発見され、10市町村で遺伝子検査陽性個体が確認された (図1)。

表2 PRRS及びAD検査対象検体の内訳

豚熱検査		検体数 (頭)
遺伝子陽性		25
遺伝子陰性	抗体陽性	57
	抗体陰性	10
計		92

捕獲いのししの豚熱遺伝子陽性率は、令和元年度は9.26%であったが、2年度は7.77%、3年度は0.56%、4年度以降は2.25%、3.74%、1.58%と低く推移していた。一方、豚熱抗体陽性率は、令和元年度は12.5%、令和2年度は42.1%まで上昇したが、ここ数年は25.2%、35.0%、37.6%、27.5%と一定範囲内で推移していた (図2)。また、令和3年度から6年度の3年度分を移動平均でみると、陽性率は増加傾向だった。

死亡いのししの検査頭数は、年度毎でばらつきがあるが、陽性頭数は令和元年度16頭中9頭、2年度は4頭全頭、4年度は5頭全頭、5年度は3頭全頭、6年度は4頭中2頭であった (令和3年度は、死亡いのしし発見の通報はなし)。死亡いのししの検査頭数は少ないものの、遺伝子陽性率は50~100%と捕獲いのししよりも高い値となった (図3)。

また、令和5年度の成績について捕獲いのししと管内飼養肥育豚の抗体陽性検体のELISA S/P値を比較したところ、肥育豚は0.1~0.5、捕獲いのししは0.9~1.3を示す個体が多い傾向が確認された (図4)。これは令和元年度から6年度の全年度で共通していた。

(2) PRRS及びAD

PRRSについては、92頭中3頭が抗体陽性であり、いずれも豚熱遺伝子検査陰性、豚熱抗体検査陽性で、捕獲年月や場所はそれぞれ異なっていた。ADは全頭抗体陰性だった。

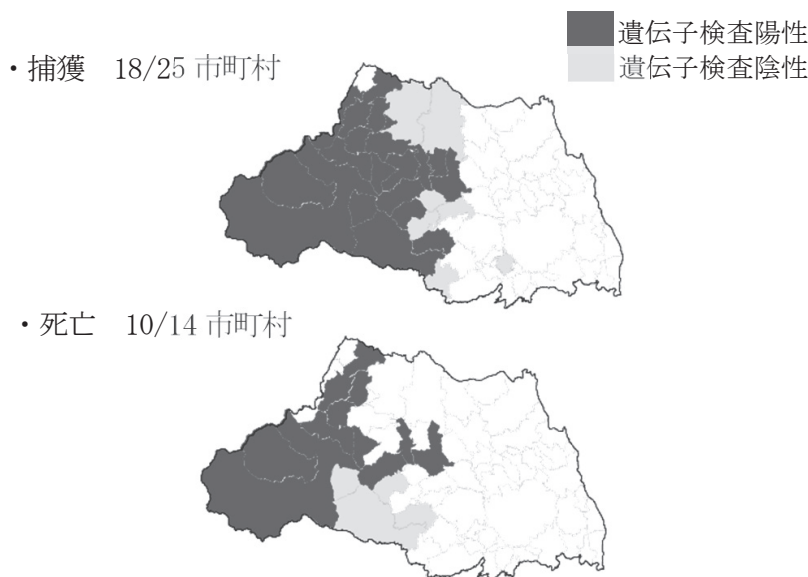


図1 豚熱遺伝子検査で陽性が確認された市町村

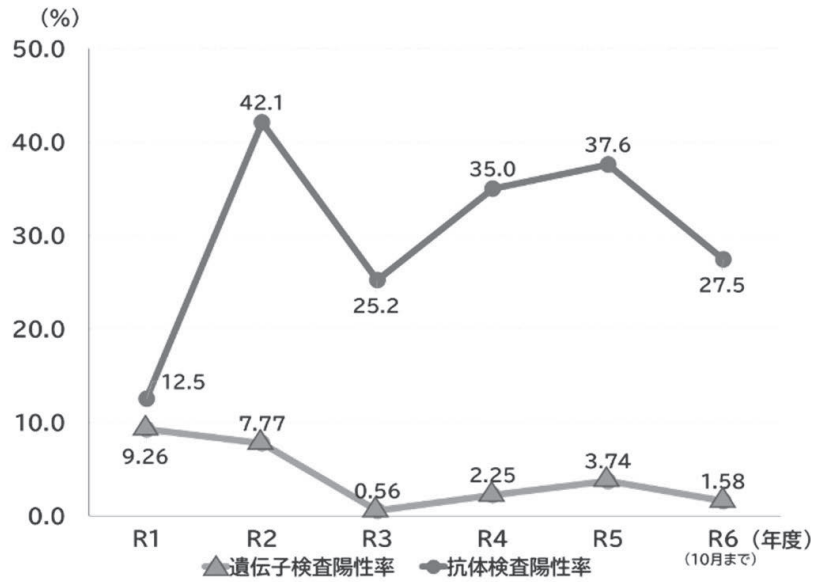


図2 捕獲いのししの遺伝子検査と抗体検査の陽性率

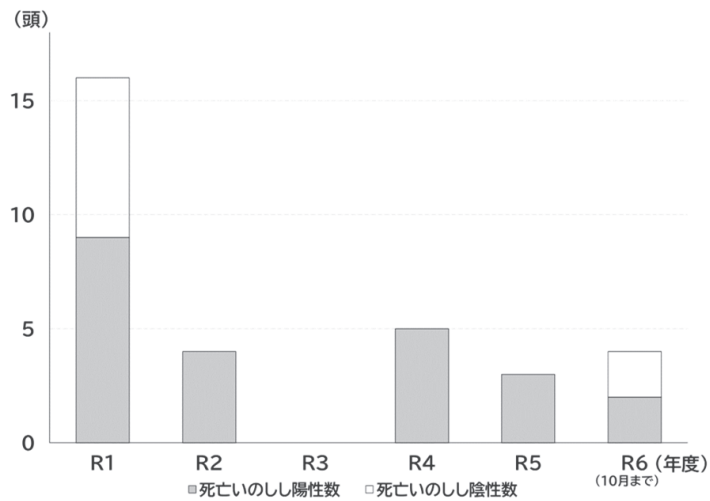


図3 死亡いのししの豚熱遺伝子検査結果

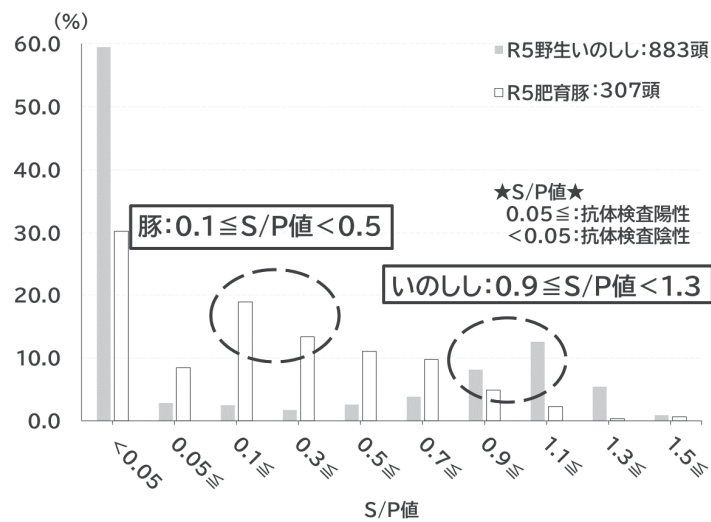


図4 野生いのししと肥育豚におけるS/P値の比較 (令和5年度)

4. 考察

県西部の18市町村で野生いのししの豚熱の感染個体が確認されたが、遺伝子陽性率は徐々に減少し、令和4年度以降は2.5%前後を推移している。また抗体陽性率は検査開始当初と比べてやや増加傾向であった。豚熱ワクチン接種済み肥育豚とS/P値の分布が異なることから、野生いのししが野外ウイルスの感染により獲得した抗体を保有している可能性があり、野生いのしし間で豚熱ウイルスが保持されていると推察された。

また、PRRS抗体陽性率は3.26%であった。令和元年の全国調査では国内の野生いのししでPRRSが浸潤している可能性は低く²⁾、海外では養豚場でのPRRS陽性率が高い地域周辺のいのししがPRRSに感染することが報告されている³⁾ことから、豚から人や物の移動を介して野生いのししに感染した可能性が示唆された。なお、ADは検査頭数は少ないものの全頭で抗体陰性だった。今回の検体に地域的な偏りがないことや、令和3年から5年度にわたって県内野生いのししにおいてAD抗体が検出されていないこと⁴⁾から、AD清浄性は保たれていると考えられた。

5. まとめ

野生いのししの豚熱を終息させるためには、抗体

陽性率を現状よりもさらに高めていかなければならない。今後も野生いのししの豚熱検査を継続し、経口ワクチンの散布方法の見直し等に生かしていく予定である。また、PRRSが豚からいのししに間接的に伝播したと推察されたことから、豚熱をはじめ、他の感染症も相互に伝播する可能性があり、いのししを含む野生動物の農場への侵入防止対策が重要であることが改めて示された。今後も養豚農家への飼養衛生管理の徹底の指導に努めていく。

参考文献

- 1) 豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針【参考】豚熱の診断マニュアル p.115-p.118
- 2) 大崎慎人, 山本健久, 下地善弘, 高木道浩, 須田遊人: 筒井俊之野生イノシシにおける家畜疾病の全国調査, 豚病会報 No.74 (2019)
- 3) Albina E, et al. A serological survey on classical swine fever (CSF), Aujeszky's disease (AD) and porcine reproductive and respiratory syndrome (PRRS) virus infections in French wild boars from 1991 to 1998. *Vet Microbiol*, 77:43-57 (2000)
- 4) 野生動物監視体制整備事業報告書(令和4年度～令和6年度): 農水省HP

通信

桜前線がどんどん北上し東京の桜は満開を迎えている今日この頃、気持ちも新たに新年度をお迎えの皆様も多いことと存じます。毎年のことですが春の異動の時期ということもあり、長年お世話になった大先輩の退職を祝ったり、苦楽を共に過ごした同僚の異動を悲しみつつも激励したりと感慨深い時期です。一方で、4月に入ると新しいメンバーが着任してまいりました。特にフレッシュな新入職員はやや緊張した面持ちでありながら目はきらきらとしており、大きな希望を抱いて入ってきていただいたのがよく分かります。異動のあった皆様にはなるべく早く職場の雰囲気や業務に慣れていただき、畜水産物の安全確保、獣医事、薬事、家畜衛生などの推進を図っていただければと思います。

最近、牛肉販売における個体識別情報の不適切な管

理や表示といった事例が散見されています。牛トレーサビリティ制度は牛肉に対する信頼性を確保するための基礎となる仕組みですので、生産段階から流通段階を通じて個体識別情報の管理と伝達に取り組まなければなりません。関係皆様におかれましても制度の周知等に御協力いただけますようお願いいたします。

毎週月曜日発行

家畜衛生週報

編集・発行: 農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課、動物衛生課

☎03(3502)8111 内線 4581

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1